第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日

(7) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by Japan Post Holdings Co., Ltd. for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment.

(8) Contact point for the notice: Isamu Koide, Account Division, Tokyo Teishin Hospital, Japan Post Holdings Co., Ltd. 14—23 Fujimi 2chome Chiyoda-ku Tokyo 102—8798, Japan. TEL 03—5214—7156

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年９月11日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　遠藤　仁彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　富山地家裁高岡支部庁舎㈿建築工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(3) 工事場所　富山県高岡市中川本町10―６

(4) 工事内容　本工事は、次に掲げる建築工事を施工するものである。

敷地面積　3,935.42㎡

建物用途　庁舎

構造・階数　鉄筋コンクリート造４階建て

建物規模　延べ面積　3,559.96㎡

工事種目　庁舎新築１棟、工作物新設一式、外構新設一式、造園新植一式、エレベーター設備新設一式（工事範囲及び工事範囲外については設計図書による）

(5) 工期　契約締結日の翌日から令和７年６月30日まで

(6) 工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

３）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点等を行う工事である。

４）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

５）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５(1)の担当部局に承諾願を提出すること。

６）本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５(1)の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

７）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

８）本工事は、週休２日の取り組みを前提とした試行工事（発注者指定方式）である。

９）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を配置することができる試行工事である。

10）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

11）本工事は、熱中症対策について受発注者間で協議のうえ対応する工事である。

12）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

13）本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

14）本工事は、受発注者相互の業務の効率化と工事目的物の品質向上を図るため、工事関係図書の徹底した簡素化を図る試行工事である。

15）本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

16）本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。

17）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

18）本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。

19）本工事は、ＢＩＭ活用に係るＥＩＲを適用する工事である。

20）本工事は、工事費積算において次の対策を実施する工事である。

(a) 契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合、必要となる費用について、支払実績により設計変更を行う試行工事。

2　競争参加資格

下記(1)に掲げる一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。

(1) 一次審査

下記１）～14）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、下記１）～14）までの要件を満たす者のうち企業の技術力評価の評価点合計が高い順に15者までとする。（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ15者に追加して選抜するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和５・６年度一般競争参加資格者で建築工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和５・６年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）平成20年度以降に、元請として完成した工事（官公庁工事又は民間工事）で、下記①から④の要件を満たす新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか、内装工事を含む建築一式工事。増築工事の場合は、増築部分が下記の要件を満たすこと。）の施工実績を有すること。なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社がこの施工実績を有していればよい。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

①　建物用途：庁舎、事務所又は類似施設。

類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を示すものとする（「これに付随する共用部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随してい